

神尾てるあき てるてるネットワーク	2013年4月1日 第19号
	てるてるネットワーク編集部 東京都江戸川区春江町 3-32-3 TEL/FAX 03-5664-6708



アメニティーフォーラム in 滋賀 に参加！

1. アメニティーフォーラム17に参加して

先日2泊3日で、滋賀県で開催されたアメニティーフォーラムに参加してまいりました。アメニティーフォーラムとは、障害のある人と家族が快適で豊かな地域生活を送ることができる社会づくりを目的に開催される会です。今年で17回目です。私のように現場で働く福祉関係者が全国から1500人以上参加する大研修会です。厚生労働省の担当官、国会議員、大学教授、医師、作家、各種NPO・民間団体の代表など、講師のバリエーションも豊富で、最新の情報を議論することができます。通常のシンポジウムと同様に、参加者それぞれが自分の勉強したいセッションを選択して受講する形式を採っています。ただ、このアメニティーフォーラムの凄いところは、朝8時から研修がスタートして夜中の24時過ぎまで続くということです。もちろん、食事の時間など適宜休憩を取ることができますが、かなりハードな研修日程となっています。主催者および参加者の障害者福祉への思いの強さがかがえます。私も2泊3日の全日程に参加して勉強させていただきました。その中で私が特に興味深く感じた点について、いくつかご紹介いたします。

2. インクルージョン社会について（スペシャルオリンピックス）

皆さんは「スペシャルオリンピックス」をご存知でしょうか？スペシャルオリンピックスとは、知的障害者が様々なスポーツトレーニングとその成果を発表する競技大会をいいます。1968年、当時スポーツを楽しむ機会が少なかった知的障害者にスポーツを通じて社会参加をしてもらおうと、故ケネディ大統領の妹・ユニス・シュライバーによって設立されました。誰一人排除されることなく、共に生きることができる包み込む社会を実現するというインクルージョンの理念に基づいています。通常のオリンピックと違い、それぞれが自分の目標に勇気を持って挑戦し、ゴールまでベストを尽くしたかどうかが評価されます。「ナンバーワン」よりも「オンリーワン」を大切にすることが、このスペシャルオリンピックスの特徴です。障害者のオリンピックといえばパラリンピックやデフリンピックが有名ですが、このような素晴らしいオリンピックが世界中で(日本でも)開催されているのです。

3. 障害者雇用について

障害者雇用促進法は、企業や国・自治体などに一定割合以上の障害者を雇用するよう義務付けています。例えば、企業の場合は障害者を1.8%以上雇用しなければいけません。この法定雇用率が2013年4月から2%に引き上げられました。一定規模以上の企業は、法定雇用率を下回ると、国に納付金を支払わなければなりません。残念ながら現状は、法定雇用率に満たない企業が多く、昨年6月時点での平均雇用率は1.69%です。障害者を雇用するよりは納付金を支払っていた方がよいと考える経営者が多いというのが現実です。しかし、一方でよい傾向も表れています。1000人以上の従業員がいる大企業では、障害者雇用率は1.90%と法定雇用率を達成していました。大企業で

あればあるほど障害者雇用が進んでいるという日本の特異的傾向であるといえます。また、障害者雇用者数は9年連続で過去最高を記録しており、制度が着実に進展していることを物語っています。これまで雇用義務の対象となっていたのは、身体障害者と知的障害者で、精神障害者はここに含まれていませんでしたが、今まさに精神障害者の雇用を企業に義務付ける障害者雇用促進法の改正を巡る議論がなされています。一部の企業側からは障害者雇用を促進することに対する反発も起きているようですが、私は自分も障害者施設で働く者として、障害者それぞれが持つ個別の能力や集中力、その広がる可能性を現場でいつも感じています。今後の障害者雇用の議論に期待するところです。

4. 成年後見制度について

皆さんもご存知のことと思いますが、先日、成年被後見人の選挙権を認めない公職選挙法の規定が憲法違反だとする東京地裁判決が出ました。そもそも憲法は、成年者の普通選挙を保障し、社会的身分などで差別されないとしています。それにもかかわらず、これまで知的障害・精神障害や認知症などがあり後見を受けている方々の選挙権は奪われていました。本来の後見制度は、財産管理をしたり、契約行為をしたり、遺産分割協議したりするような場合に、被後見人を保護・支援するためのものです。これらの能力と選挙で投票する能力は別物であり、この点を指摘した判決は画期的です。ノーマライゼーションの理念に基づいた素晴らしい判決であると私も感じています。これを機に、政府・与党が今国会中にも法改正する姿勢を示していますので、そのあたりの動きにも注目です！

神尾てるあきタウンミーティング

恒例のタウンミーティングを下記の通り開催いたします。政治や社会に対して感じていること・身近で困っている問題・地域の課題などについて、皆様と共に話し合っています。毎回たくさんの方からご意見が寄せられています。ご参加をお待ちしております。なお、タウンミーティング終了後に懇親会も開催する予定です。お時間のある方は、ぜひ懇親会にもご参加ください。懇親会は割り勘ですので2000円～3000円をご負担いただきます。

【日時】2013年5月30日(木) 18:30～20:00 参加無料

【場所】東部フレンドホール5階 集会室3 (江戸川区瑞江2-5-7)

神尾昭央(かみおてるあき) プロフィール

1982年(昭和57年)静岡県西伊豆の土肥町(現在の伊豆市)で生まれる。日本大学三島高等学校卒業。日本大学法学部法律学科(法職課程)卒業。駿河台大学大学院法務研究科(法科大学院)を修了し、法務博士取得。衆議院議員初鹿明博の秘書として、政治の道を学ぶ。2011年江戸川区議会議員選挙において2021票を獲得するも惜敗。ホームヘルパー2級資格を取得し、江戸川区内の福祉施設にて勤務。篠崎駅・瑞江駅・一之江駅にて朝の駅頭活動を継続中。2児の父親。



【神尾てるあき事務所】 〒132-0003 東京都江戸川区春江町3-32-3

TEL/FAX 03-5664-6708 メール info@kamioteruaki.com

ホームページ <http://kamioteruaki.com/> てるてるネットワークのバックナンバー掲載中です！

